持続化給付金



に関するお知らせ

持続化給付金とは?

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、 事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、 事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)―(前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月) ※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、
 売上が前年同月比で50%以上減少している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランス を含む個人事業者を広く対象とします。

また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉**法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

相談ダイヤル

中小企業 金融 給付金相談窓口

0570-783183 (平日·休日9:00~17:00)

裏面でよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか?

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少した**ひと月**について、事業者の方に選択いただきます。



申請・給付はいつから始まりますか?

補正予算の成立後、1週間程度で申請受付を開始します。

電子申請の場合、申請後、2週間程度で給付することを想定しています。

※申請者の銀行口座に振り込み



申請に必要な情報を教えてください。

住所や口座番号 (注) に加え、以下をご用意ください。

(注) 通帳の写し(法人:法人名義、個人事業主:個人名義)で確認します。

法人の方

- ①法人番号、②2019年の確定申告書類の控え、
- ③減収月の事業収入額を示した帳簿等

個人事業主の方

- ①本人確認書類、②2019年の確定申告書類の控え、
- ③減収月の事業収入額を示した帳簿等
- ※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。
- ※今後、変更・追加の可能性があります。



申請方法を教えてください。

Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で 完全予約制の申請支援(必要情報の入力等)を行う窓口 を順次設置します。 ※申請にあたり、GビズIDを取得する必要はありません。

その他、申請に必要な事項の詳細等については、 4月最終週を目途に確定・公表しますので今しばらくお待ち下さい。

東京都 休業協力金について

東京都は10日、新型コロナウイルスの感染拡大を抑えるため、休業要請に協力した事業者向けに検討している「協力金」について50万円を支給することを決めた。都の要請を受け入れて休業した事業者や小規模店舗が対象となる。総額で1000億円近くになるとみられる。10日午後に概要を公表する。

給付時期は5月中旬を目指して準備を進めている。

都は国による緊急事態宣言を受けて都民への外出自粛を呼びかけている。一方、商業施設などに対しても休業を要請するが、中小規模の事業者の場合、経営への影響が大きい。そのため都は中小の事業者に対して一律 50 万円を協力金として給付する。ただ、2 店舗以上を所有する業者は、100 万円とする。

対象となるのは都が 10 日に休業要請する施設で、映画館やスポーツクラブ、学習塾や展示場、カラオケボックスなど。

都は7日の緊急事態宣言を発令したことを受けて、休業の要請を呼びかける予定だったが、百貨店や居酒屋など対象となる施設が幅広く、経済活動への影響は大きいとして国と調整し、合意した。安倍晋三首相は10日午前、東京都と合意したことに「一致できたことは本当によかった」と述べた。

都は国の意向を踏まえて百貨店や屋外運動施設一部営業を認め、居酒屋も営業時間を短縮するなど、対象施設を絞った。対象施設の詳細を 10 日に小池百合子知事が公表する。

(2020.4. 10日経記事より)



事業継続緊急対策(テレワーク)助成金 募集要項

I. 事業継続緊急対策(テレワーク)助成金(以下「助成金」という。)に関すること

1 助成事業の概要

(1) 助成金の対象事業

(公財)東京しごと財団(以下「財団」といいます。)は、都内中堅・中小企業等が取り組む、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び緊急時における企業の事業継続対策として、在宅勤務等を可能とするテレワーク環境構築による職場環境の整備のために実施する下記に掲げる事業(以下「助成事業」といいます。)に対して助成金を支給します。

■助成事業の内容

助成事業	内容説明	
事業継続緊急対策(テレワーク)事業	感染症の拡大防止及び緊急時の事業継続対策として在宅勤務等を可能 とする情報通信機器等の導入によるテレワーク環境の整備	

[※] 助成対象事業は、上記に掲げた内容の中から、助成対象事業者が支給決定日以後に<u>新たに取り組む事</u>業(発注・契約等含む)とします。

(2) 助成対象経費

助成対象経費は、Ⅲ.助成対象経費についてのとおりです。

(3) 助成限度額・助成率

助成金の支給額は、一助成対象事業者に対し、以下のとおりです。

助成金の上限	助成率	
250 万円	10 分の 10	

※算出した助成金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てとします。

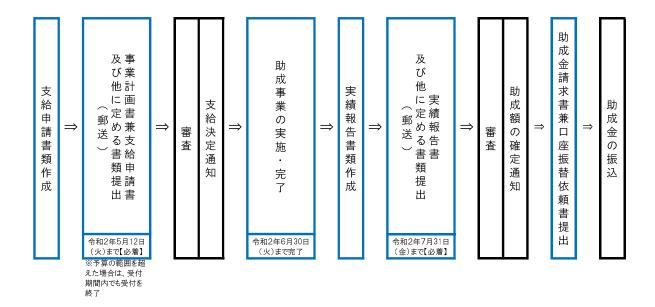
(4) 助成事業の実施期間

支給決定日以後、令和2年6月30日までに完了する取組が対象となります。

※完了する取組とは、様式第1-1号で申請したテレワーク導入計画にかかる機器の購入・設定等が、全て 完了し、テレワーク環境が整備できた状態を指します。



(5) 助成事業の流れ ※色枠で囲んだ部分は申請企業が実施する部分です。



2 申請受付期間

令和2年3月6日(金) ~ 令和2年5月12日(火) ※郵送による受付・締切日必着

※予算の範囲を超える申請があった場合等、申請受付期間内でも受付を終了することがあります。

※申請は、1事業者につき1回限りです。

※申請前に、3 助成対象事業者の要件等をご確認ください。

申請方法は、6 申請方法のとおりです。

<申請にあたっての注意事項>

- 〇本助成金で申請する機器等について、国、都又は区市町村が実施する各種助成金(国、都又は区市町村が他の団体等に委託して実施するものを含む)を受給する又は受給した場合は併給を認めません。
- 〇公益財団法人東京しごと財団実施の下記助成金(補助金)を受給(予定を含む)したことがあり、本助成金を申請する企業等は、拡充にかかる費用のみ申請することが可能です。

なお、現在、助成(補助)対象事業を実施中の企業等は、実施事業の「実績報告」が完了した後に、本助成金 の申請が可能となります。

- <公益財団法人東京しごと財団実施の助成金(補助金)>
- 〇「はじめてテレワーク(テレワーク導入促進整備補助金)」
- 〇「テレワーク活用・働く女性応援助成金(テレワーク活用推進コース/テレワーク機器導入事業)」
- 〇「女性の活躍等職場環境整備助成金/多様な勤務形態の実現事業(1)在宅勤務、モバイル勤務、リモートワーク等を可能とする情報通信機器等の導入による多様な勤務形態の実現のための環境整備」



3 助成対象事業者の要件

次の要件をすべて満たしている者が対象(※)となります。

※助成金の申請から助成事業終了後の実績報告日に至るまでの期間を通じて、いずれも満たしている必要があります。

都内で事業を営んでいる中堅・中小企業等であること

・常時雇用する労働者の数が999人以下の企業(※1)であること。

- ※1 企業とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に定める「会社」又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第3条第2号に定める「特例有限会社」又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第22条又は第163条の規定により成立した法人等。(※2)
- ◇常時雇用する労働者とは次の①~③を指し、登録型派遣労働者は除きます。
 - ① 期間の定めなく雇用されている労働者
 - ② 有期雇用の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる(※)労働者
 - ③ 日々雇用契約が更新される労働者でも、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または 採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる(※)労働者
- ※「見込まれる」とは、労働契約書等により1年を超える期間まで引き続き雇用契約が締結されていることを指します。
- ※2 法人等には、次のものを含みます。
- ・弁護士法(昭和24年法律第205号)第30条の2第1項で定める「弁護士法人」に該当するもの
- ・公認会計士法(昭和23年法律第103号)第34条の2の2第1項で定める「監査法人」に該当するもの
- ・税理士法(昭和26年法律第237号)第48条の2で定める「税理士法人」に該当するもの
- ・行政書士法(昭和26年法律第4号)第13条の3で定める「行政書士法人」に該当するもの
- ・司法書士法(昭和25年法律第197号)第26条で定める「司法書士法人」に該当するもの
- ・弁理士法(昭和12年法律第49号)第37条第1項で定める「特許業務法人」に該当するもの
- ・社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第25条の6で定める「社会保険労務士法人」に該当するもの
- ・土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第26条で定める「土地家屋調査士法人」に該当するもの
- ・医療法人、社会福祉法人、学校法人等法人税法(昭和40年法律第34号)別表2の「公益法人等」に該当するものなお、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について公益法人等とみなされる、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項で定める特定非営利活動法人を含むものとします。ただし、次の(ア)から(ウ)のいずれかを満たすものは除きます。
 - (ア) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの
 - (イ) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
 - (ウ)後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの
- ・法人税法(昭和40年法律第34号)別表第3の「協同組合等」に該当するもの
- ・東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱(平成31年3月19日付30総行革監第91号)に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。
- ・個人事業主も含みます。都内税務署へ開業届を提出している必要があります。
- ・法人の場合は都内に本店登記がある、または支店・営業所等の事業所が都内にあることとし、都内で営業実態がなく、 法人都民税が免除されている場合を除きます。



都内に勤務する常時雇用する労働者を2名以上、かつ申請日時点6か月以上継続して雇用していること 2 都内に勤務する常時雇用する労働者は、雇用保険被保険者であること(休業中の労働者を含みます)。 都税の未納付がないこと 3 納付義務があるにもかかわらず、法人事業税および法人都民税(個人については個人事業税および都民税)の未納付が ある場合をいいます。 過去5年間に重大な法令違反等がないこと 4 違法行為による罰則の適用を受けた場合や労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合などの法令違 反等があった企業は申請できません。また、法令違反等の状況が解消されてから5年が経過している必要があります。 労働関係法令について、次のアからキを満たしていること ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額(地域別、特定(産業別)最低賃金額)を上回っていること。 イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った 場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、 割増賃金が追加で支給されていること。 ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定(36 協定)」を締結し、遵守しているこ 5 エ 労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していること。 オ 労働基準法第39条第7項(年次有給休暇について年5日を取得させる義務)に違反していないこと。 カ 前記以外の労働関係法令について遵守していること。 キ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置をとっていること。 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風 俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業およびこれに 類する事業を行っていないこと 暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。)第 2 条第 3 号に 規定する暴力団員および同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)、暴力団(同条第2号に規定する暴力 7 団をいう。)および法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等 に該当する者でないこと 8 就業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っていること(常時雇用する労働者が 10 人以上の企業等) 本事業の助成金を利用又は申請した中堅・中小企業等の代表者と、新たに助成対象事業者になろうとする中 9 堅・中小企業等の代表者が同一でないこと 都が実施する「2020TDM 推進プロジェクト」に参加していること 10 都が実施する、東京2020大会開催期間中における交通混雑緩和に向けた交通需要マネジメント推進施策に

参加していること ホームページ http://2020tdm.tokyo/その他、財団理事長が適当でないと判断した場合は本助成金の対象外とする。



4 各種助成金等との併給調整

助成対象事業者が以下に該当する場合は、助成金の併給を認めません。

・助成金の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち、国、都又は区市町村が 実施するもの(国、都又は区市町村が他の団体等に委託して実施するものを含む。)を受給する又は受給した場 合。

5 事業計画策定のポイント

事業計画策定にあたっては、支給決定日以後、令和2年6月30日(火)までに完了可能な取組(テレワーク環境 の整備)であることに留意してください。

6 申請方法

- ●申請受付期間:令和2年3月6日(金) ~ 令和2年5月12日(火) ※締切日必着 ※予算の範囲を超える申請があった場合等、申請受付期間内でも受付を終了することがあります。
- ●郵送により、支給申請書類を提出してください。※委任状による提出代行は受付できません。

<申請書類の提出先>

(公財)東京しごと財団 雇用環境整備課 職場環境整備担当係

〒101-0065 千代田区西神田3-2-1 住友不動産千代田ファーストビル南館5階

電話番号:03-5211-2397(受付時間:平日9時~17時 ※12時~13時を除く) ※必ず「事業継続緊急対策(テレワーク)助成金 申請書類在中」と記載願います。

※記録が残る簡易書留等の方法により送付してください。

(1) 申請書様式の入手方法

(公財)東京しごと財団雇用環境整備課ホームページから様式をダウンロードしてください。

https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/index.html

(2) 申請提出書類について

以下の書類をすべて揃えたうえでご提出ください。

- ① 事業計画書 兼 支給申請書(様式第1-1号)
- ② テレワークを活用した事業継続及び従業員の安全確保にかかる計画(様式第1-2号)
- ③ 誓約書(様式第2号)
- ④ その他助成事業申請に係る書類(詳細は別表3のとおり)

<u>新型コロナウイルス感染症対策</u> 雇用環境整備促進奨励金のご案内

東京都は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由として、国の雇用調整助成金等を活用し、非常時における勤務体制 づくりなど職場環境整備に取り組む企業に奨励金を支給します。 ぜひご活用ください。

対象

都内に雇用保険適用事業所を置く事業主等(中小企業)

交 付 要 件

以下の2つの要件を満たすこと

- (1) 国から新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置による「**雇用調整助成金**」又は「**新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金**」の支給決定を受けていること
- (2)次のア及びイの取組計画を作成し、1か月間の取組期間中に実施すること ア 非常時における雇用環境整備に関する事項(事業継続、勤務制度) (例:テレワーク制度や時差勤務制度の導入など)
 - イ その他非常時対応として確認しておくべき事項 (例:マスク等の備蓄計画の作成、緊急連絡網の作成など)

支 給 金 額

1事業所 10万円(1回のみ)

第1回申請期間

令和2年3月27日(金)~令和2年6月30日(火)

※第2回以降の申請受付期間等詳細は裏面をご確認ください。

事業の詳細は、TOKYOはたらくネットをご覧ください。

https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/seibi-syorei/

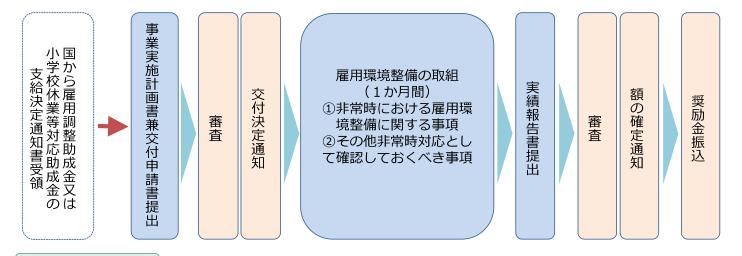




事業の流れ

東京労働局長より新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置による「**雇用調整助成金**」又は厚生労働省雇用環境・均等局長より「新型コロナウイルス感染症による小学校休業 等対応助成金」の支給決定通知書を受理した後、東京都に申請してください(日程は下記のとおり)。

※青の部分が申請事業主が行う手続きです。



申請受付期間等

申請回		交付申請受付期間	取組期間	実績報告受付期間
第1回	1	3月27日(金) ~ 5月29日(金)	7月1日~ 7月31日	8月3日(月)~ 8月25日(火)
	2	6月 1日(月) ~ 6月30日(火)	8月1日~8月31日	9月1日(火)~ 9月25日(金)
第2回		7月10日(金) ~ 7月31日(金)	9月1日~ 9月30日	10月1日(木)~10月26日(月)
第3回		8月 7日(金) ~ 8月31日(月)	10月1日~10月31日	11月2日(月)~11月25日(水)
第4回		9月10日(木) ~ 9月30日(水)	11月1日~11月30日	12月1日(火)~12月25日(金)
第5回		10月 9日(金)~10月30日(金)	12月1日~12月31日	1月4日(月)~ 1月25日(月)
第6回		11月10日(火)~11月30日(月)	1月1日~ 1月31日	2月1日(月)~2月25日(木)

申請の方法

「新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進奨励金」の「申請の手引き」をご確認の上、下記申請先へ必要書類を郵送(申請受付期間最終日の消印有効)にてご提出ください。

- ※送達記録が残る簡易書留等の方法により送付してください。なお、申請書類は信書に該当しますので、信書の送付が禁止されているメール便、宅配便等は使用しないでください。
- ※申請の手引きや申請に必要な各様式は、TOKYOはたらくネットからダウンロードできます。





問い合わせ先

東京都雇用環境整備促進窓口 〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町二丁目42番10号 電話 03 (6205) 6703 受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで